

真の地方分権改革の推進を求める決議

平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」を受けて、これまで地方分権改革が推進され、先般、第5次一括法が成立したところであるが、地方自治体からの提案が一部盛り込まれたものの、地方税財源の充実や都市自治体への更なる権限の移譲など、真に地方が望む改革には、未だ程遠いのが現状である。

分権型社会の構築は、わが国が持続可能で活力に満ちた社会を築き上げていくために不可欠なものであり、地方創生をめざすうえでも、表裏一体の課題として、地方の自主性、自立性を高める必要があることから、国と地方が対等の立場で協議を行いながら、役割分担の抜本的見直しや大胆な権限移譲、税源配分5：5の実現、地方共有税の創設、地方交付税の充実等による地方税財政基盤の強化等を図っていくことが肝要である。

よって、国におかれては、法制化された国と地方の協議の場を実効性のあるものとして運用するとともに、地方との連携のもと、真に地方分権の理念に沿った改革の推進に取り組まれるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成27年10月16日

第167回北信越市長会総会